

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成30年6月29日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 名古屋市瑞穂区須田町2番56号	
氏名 日本碍子株式会社	
取締役社長 大島 卓	
代理人 住所 小牧市大字二重堀字田神1155	
氏名 日本碍子株式会社小牧事業所	
小牧事業所長 小林 茂	
電話番号 0568 - 72 - 3576	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本碍子株式会社 小牧事業所
事業場の所在地	愛知県小牧市大字二重堀字田神1155
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	21. 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	H28年度 製造品出荷額 9,075百万円
③従業員数	628人

④産業廃棄物の一連の処理の工程	(1)セメント系汚泥―再生処理業者に委託して、セメント原料として再資源化。 (2)その他汚泥―再生処理業者に委託して、路盤材原料として再資源化。 但し、側溝等の残土・汚泥は、再生処理業者に委託、セメント原料として再資源化。 (3)ガラス陶磁器くず―再生処理業者に委託して、路盤材原料として再資源化。 (4)廃プラスチック―再生処理業者に委託して、熱回収とRPF燃料として再資源化。 (5)廃アルカリ/廃酸―再生処理業者に委託して、中和処理。 (6)廃油―再生処理業者に委託して、燃料として、再資源化。 (7)金属くず―再生処理業者に委託して、金属として、再資源化。 (8)木くず―再生処理業者に委託して、チップとして再資源化。
-----------------	---

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項										
(管理体制図) 専門部会 小牧事業所 廃棄物管理 産業廃棄物処理責任者 特別管理産業廃棄物管理責任者 産業廃棄物処理施設 技術管理者 最終処分場(管理型) 産業廃棄物排出責任者 (各部門長)										
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥 (セメント系)	汚泥 (その他)	ガラス 陶磁器 屑	廃 プラスチック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑
	排出量	329t	1,961t	99t	197 t	60t	0.1t	35t	2,729t	116 t
	(これまでに実施した取組) (1)汚泥(セメント系):脱水機の更新により、含水率を下げた。 (2)廃プラスチック:原料のフレコンを再使用により、発生量減。 (3)廃砂の再利用による、発生量減。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥 (セメント系)	汚泥 (その他)	ガラス 陶磁器 屑	廃 プラスチック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑

		排出量	300t	2, 000t	90t	200 t	60t	1 t	30t	3, 000t	130 t
		(今後実施する予定の取組) (1)改良型蓄電池の導入による、発生量減。									
産業廃棄物の分別に関する事項											
	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、ガラス陶磁器屑、資源化廃プラスチック、熱回収廃プラスチック、廃油、金属屑、木屑はそれぞれ分別し、保管している。 ・各部門の廃棄物の責任者に対して、分別教育を実施。 ・廃プラスチックと金属の複合材を専用に分別を実施。 ・埋立汚泥の分別に取り組み、再資源化100%を実施。									
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・継続して汚泥の分別に取り組み、再資源化100%を図る。									

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項										
①現状	【前年度（平成２９年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥 (セメント系)	汚泥 (その他)	ガラス 陶磁器屑	廃 プラスチック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥 (セメント系)	汚泥 (その他)	ガラス 陶磁器屑	廃 プラスチック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項										
① 現状	【前年度（平成２９年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥 (セメント系)	汚泥 (その他)	ガラス 陶磁器屑	廃 プラスチック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0 t	0 t

① 現状	【前年度（平成２９年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥 (セメント系)	汚泥 (その他)	ガラス 陶磁器屑	廃 プラスチック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑
	全 処 理 委 託 量	329 t	1,961t	99t	197t	60 t	0.1t	35t	2,729t	116t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	1,610t	81 t	197 t	60 t	0.1t	35 t	2712 t	116 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	329t	1,961 t	99 t	36 t	60 t	0.1t	35 t	2,729 t	116t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	344 t	0 t	161t	0 t	0t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。									

（第５面）

②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥 (セメント系)	汚泥 (その他)	ガラス 陶磁器屑	廃 プラスチック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑
	全 処 理 委 託 量	300 t	2,000t	90t	200t	60 t	1 t	30t	3,000t	130 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	1,700t	0 t	200 t	60 t	1 t	30t	2,900t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	300 t	2,000t	90t	40 t	60 t	1 t	0t	3,000t	130 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	300 t	0 t	160 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		(今後実施する予定の取組) ・生産増に伴い発生する汚泥を再利用すること試行していく。									
※事務 処理欄											

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

